

○愛媛県告示第635号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和元年10月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定訪問看護事業者等		訪問看護ステーション		担当しようとする医療の種類	指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
合同会社みらいケア	西条市小松町新屋敷甲3096番地40ジョイおれんじ1B	訪問看護ステーション陽だまり	西条市小松町新屋敷甲3096番地40ジョイおれんじ1B	訪問看護ステーション（育成医療・更生医療）	令和元年10月1日

○愛媛県告示第636号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする旨の届出があった。

令和元年10月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積以下となる日
ドラッグコスモス川之江店・ Doppo川之江店	四国中央市妻鳥町1684-1	平成31年4月1日

○愛媛県告示第637号

次の地籍調査の結果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和元年10月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成果の名称
四国中央市	富郷町豊坂1	平成29年度から平成30年度まで	四国中央市（富郷町豊坂1）の地籍図及び地籍簿
新居浜市	弟地、筏津、保土野の一部	平成28年度から平成30年度まで	新居浜市別子山弟地、筏津、保土野の一部の地籍図及び地籍簿
新居浜市	大生院戸屋鼻の一部	平成28年度から平成30年度まで	新居浜市大生院戸屋鼻の一部の地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

令和元年10月25日

○愛媛県告示第638号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から農用地利用配分計画の認可申請があった。

当該農用地利用配分計画は、愛媛県農林水産部農政企画局農政課農地・担い手対策室において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

令和元年10月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在及び地番	面積（㎡）
高 橋 良	愛媛県東温市	愛媛県東温市下林字西谷甲2724番1ほか17筆	8,891
安 波 智 延	愛媛県宇和島市	愛媛県宇和島市三間町土居中37番ほか8筆	21,264
梶 原 雅 嗣	愛媛県西予市	愛媛県西予市伊延東483番ほか7筆	9,312
株式会社 C n oファーム	愛媛県伊予郡松前町	愛媛県伊予郡松前町大字昌農内字莊田133番1ほか7筆	5,555
垂 水 啓 悟	愛媛県伊予郡松前町	愛媛県伊予郡松前町大字恵久美字泉屋97番1ほか2筆	1,641
中 田 功 一	愛媛県上浮穴郡久万高原町	愛媛県上浮穴郡久万高原町父野川甲796番1ほか7筆	9,071
株式会社 テレファーム	愛媛県大洲市	愛媛県大洲市柳沢3番ほか7筆	19,889

2 申請年月日

令和元年10月15日

○愛媛県告示第639号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定に基づき、東予地域森林計画を立てたいので、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の案を東予地方局産業経済部森林林業課において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

令和元年10月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第640号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、今治松山地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を東予地方局産業経済部今治支局森林林業課及び中予地方局産業経済部森林林業課において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

令和元年10月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第641号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、南予地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を南予地方局産業経済部森林林業課において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

令和元年10月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第642号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、肱川地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を南予地方局産業経済部八幡浜支局森林林業課において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

令和元年10月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第643号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、中予山岳地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を中予地方局産業経済部久万高原森林林業課において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

令和元年10月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第644号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年10月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

1(1) 解除予定保安林の所在場所

北宇和郡松野町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 解除の理由

道路用地とするため

2(1) 解除予定保安林の所在場所

北宇和郡松野町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は省略し、その図面を愛媛県庁及び松野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第645号

保安林の指定施業要件を変更する旨の通知（令和元年7月愛媛県告示第263号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を東温市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和元年10月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備 考
東温市（次の図に示す部分に限る。）	松山市道後町一丁目6番9号 井手野 公 一	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字横河原521番地1 横河原生産森林組合	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内70番戸 加 藤 リ ウ	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内83番戸 加 藤 伊太郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	松山市西立花町67番地 加 藤 一 雄	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内イ61番戸 加 藤 卯 藏	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内1077番地 加 藤 栄 子	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内80番戸 加 藤 角 次	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内67番戸 加 藤 亀 市	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内84番戸 加 藤 吉太郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内72番戸 加 藤 久 次	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内71番戸 加 藤 金 次	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内85番戸 加 藤 九源次	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内68番戸 加 藤 熊 吉	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内72番戸 加 藤 兼 吉	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内67番戸 加 藤 庫 次	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	松山市三番町六丁目4番地23 加 藤 幸	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内72番戸 加 藤 幸 吉	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	東温市山之内1088番地 加 藤 行 恵	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内1088番地 加 藤 次 郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内60番戸 加 藤 重 吉	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内61番戸 加 藤 照 吉	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内1007番地 加 藤 常 雄	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	東京都北区桐ヶ丘二丁目3番N43-18号 加 藤 正 利	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内81番戸 加 藤 石太郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内1091番地 加 藤 浅次郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内82番戸 加 藤 善 六	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内1077番地 加 藤 孫 作	森林所有者

東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内1164番地 加藤 村 作	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内58番地 加藤 忠 平	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内77番地 加藤 忠 藏	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内65番地 加藤 長太郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内1007番地 加藤 鶴 吉	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内78番地 加藤 島 作	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内75番地 加藤 藤 吉	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内76番地 加藤 藤五郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内1013番地 加藤 博	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内62番地 加藤 兵 吉	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内63番地 加藤 兵 作	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内59番地 加藤 兵三郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内64番地 加藤 平 八	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内79番地 加藤 平 藏	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内69番地 加藤 弥三郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内66番地 加藤 与 作	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内74番地 加藤 林 作	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内78番地 加藤 篤 作	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内1091番地 加藤 浅次郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	東温市山之内1141番地 加藤 徳三郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	東温市北方3363番地 株式会社カネキ製材所	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字志津川1460番地 窪 田 覚 市	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	福岡県北九州市小倉区大字馬借69番地1 景 浦 シゲカ	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	松山市立花三丁目8番5号 高 岡 一 夫	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	東温市志津川1135番地3 高 橋 淳 子	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字志津川348番地 佐 伯 久美子	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字横河原348番地 佐 伯 光 造	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	茨城県北相馬郡守谷町松前台二丁目9番地6 佐 伯 隆 生	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字志津川348番地 佐 伯 禮 子	森林所有者

東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字志津川179番地5 佐 伯 篁	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字志津川348番地 佐 伯 隆 生	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内63番地 坂 本 良 雄	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	松山市山越一丁目5番17号 山 内 春 江	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内7番地 山 内 範 平	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	大阪市淀川区新北野三丁目10番22号 山 本 佐枝子	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内番外1番地 酒 井 英 雄	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内59番地 酒 井 喜 市	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内51番地 酒 井 柴 一	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡川内町大字北方690番地之内 邦 雄	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字横河原194番地 松 末 一 正	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	東京都中央区日本橋一丁目17番10号 新日本証券株式会社	抵当権者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	福岡県春日市大字上白水208番地35 森 川 初 代	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	大阪府守口市西郷通一丁目25番地 人 見 則 子	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内92番地 水 口 熊五郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内2番地 水 口 光 平	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	東宇和郡宇和町大字坂戸165番地 清 水 一	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	東宇和郡宇和町大字坂戸1番耕地116番地 清 水 時 雄	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	松山市堀江町甲395番地8 西 山 ひろみ	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内イ80番地 大 石 兼 吉	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	上浮穴郡久万町大字久万町11番地 大 石 光 男	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内1075番地 大 石 貞 一	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内1075番地 大 石 武 男	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内13番地 大畑生産森林組合	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	大阪府泉大津市池浦町五丁目8番2号 長谷川 久 子	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	東温市樋口18番地 田 中 好五郎	抵当権者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字樋口1202番地 田 中 良 勝	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内46番地 田 仲 喜 市	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内1番地 渡 部 伊 平	森林所有者

東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内1103番地 渡部 一郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内14番地 渡部 音吉	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	神戸市垂水区高丸八丁目14番1-203号 渡部 寛一	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡川上村大字南方227番地 渡部 轍	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内13番地 渡部 福德	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内117番地2 渡部 茂一郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内1127番地 渡部 弥吉	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字志津川1440番地 渡部 要次郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	大阪府守口市橋波東之町四丁目23番地 二神 元士	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	大阪府守口市南寺方北通二丁目9番地 二神 俊夫	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	大阪府守口市橋波東之町四丁目23番地 二神 純子	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	松山市山西町169番地2 二神 鐵郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	大阪市淀川区野中南二丁目11番48号 日本ビラー工業株式会社	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	大阪市北区天神橋七丁目7番8-702号 柏 英樹	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内524番地 白戸 忠義	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内32番地 白戸 惣太郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡川上村大字北方 普通水利組合	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	東宇和郡宇和町大字坂戸3番耕地538番地 末光 一良	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	埼玉県さいたま市浦和区常盤十丁目9番14号B2-2 末光 賢二	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字志津川1449番地 野村 時忠	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	大字山之内 麓組	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内468番地 和田 ゐね	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内1396番地 和田 憲二	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内323番地1 和田 作太郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内227番地 和田 重實	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字横河原1番地 和田 松久	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	松山市祇園町148番地 和田 敏男	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内153番地3 和田 武雄	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内153番地3 和田 文子	森林所有者

東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内323番地1 和田 兵馬	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内324番地 和田 傳次郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内5番地 和田 壽雄	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	東温市横河原355番地 高須賀 秀喜	森林所有者

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び東温市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第646号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年10月25日

愛媛県知事 中村 時 広

1 解除予定保安林の所在場所

松山市勝岡町乙4番2（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

魚つき

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び松山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第647号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年10月25日

愛媛県知事 中村 時 広

1 解除予定保安林の所在場所

喜多郡内子町本川4267の2、4275の2

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

○愛媛県告示第648号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は

起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和元年10月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和元年10月25日から11月7日まで

○愛媛県告示第649号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、大洲河川国道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和元年10月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（用地測量）
- 2 作業期間 令和元年6月11日から

令和元年9月27日まで

- 3 作業地域 愛媛県宇和島市津島町上畑地

○愛媛県告示第650号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、愛媛県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和元年10月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（数値地形図データ作成、地図情報レベル2500）
- 2 作業期間 令和元年7月1日から9月24日まで
- 3 作業地域 宇和島市、北宇和郡鬼北町、松前町の一部

○愛媛県告示第651号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する、開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和元年10月25日

愛媛県中予地方局長 尾 崎 幸 朗

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
元中久土第317号 令和元年10月10日	上浮穴郡久万高原町上野尻甲288番2、甲336番4、甲336番6、甲341番1、甲342番1、甲343番、甲351番1、甲353番2、甲354番1、甲355番、甲355番2、甲355番3、甲355番5、甲356番1、甲356番2、甲356番5、甲356番6、甲357番1、甲357番2、甲357番4、甲357番5、甲357番6、甲357番8、甲357番10、甲358番1、甲360番1、甲360番3、甲360番6、甲360番8、甲360番7、甲361番、甲362番、甲363番1、甲363番4、甲366番1、甲367番1、甲378番、甲379番、甲379番2、甲380番1、甲380番2、甲381番、甲381番2、甲382番	上浮穴郡久万高原町上野尻甲351番地の1 株式会社久木材市場 代表取締役 長 田 昇 二

○愛媛県告示第652号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年10月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	節安下鍵山線	北宇和郡鬼北町大字父野川中160番3から 同大字84番まで	旧	メートル 3.6~14.3	キロメートル 0.391	
		北宇和郡鬼北町大字父野川中160番3から 同大字85番まで	新	6.3~14.3	0.391	

○愛媛県告示第653号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のよう開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年10月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	197号	大洲市肱川町宇和川4330番地先から 同町宇和川4331番地先まで	令和元年10月25日

正 誤

○正 誤

令和元年 9月15日付け第39号目次中

ページ	箇 所	誤	正
477	主管課	農地・担い手対策室	農政課農地・担い手対策室

○正 誤

令和元年 9月20日付け第40号目次中

ページ	箇 所	誤	正
482	主管課	農地・担い手対策室	農政課農地・担い手対策室